

後期高齢者医療制度②

(保険証・医療費の自己負担について)

保険証の更新について

現在、使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用できる保険証を、7月中旬から簡易書留郵便で送付します。

※ 年度途中で75歳になり加入する方は、75歳になる月の前月に簡易書留郵便で送付します。

▽保険証の色が、青色から橙色に変わります。

▽保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関などを受診する際は、必ず新しい保険証を提示してください。

※ 期限が切れた保険証は、8月以降に役場へお越しの際に返却していただくか、自身で破棄してください。

医療費自己負担割合について

8月から翌年7月までの医療費の自己負担割合は、世帯の前年所得をもとに判定します。ただし、判定後に所得更正(修正)や世帯員の異動(死亡、転入、転出など)があった場合などは再判定を行うため、負担割合が変わることがあります。詳細は問い合わせいただくか町ホームページを確認してください。

区分	該当者	負担割合
現役並み所得のある方	同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方	3割
一般Ⅱ	現役並み所得に該当しない課税所得28万円以上の世帯の方で、年金収入+その他合計所得金額が次の一定額を超える方 ①被保険者が1人の世帯：200万円以上 ②被保険者が2人以上の世帯：320万円以上	2割
一般Ⅰ	「現役並み所得のある方」、「一般Ⅱ」、「区分Ⅱ」、「区分Ⅰ」に該当しない方	1割
区分Ⅱ	市町村民税非課税世帯で、区分Ⅱに該当しない方	1割
区分Ⅰ	世帯全員の各種所得(給与所得については、税法の規定により計算した金額から10万円を控除した金額(その金額が0円を下回るときは0円)とし、公的年金については控除額を80万円計算)が0円の方または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	1割

▽「現役並みの所得のある方」(3割負担)と判定された場合でも、次の場合1割または2割の適用になります。

生年月日が昭和20年1月2日以降の被保険者がいる世帯

⇒

世帯の被保険者全員の旧ただし書所得の合計額が210万円以下のとき

▽次の場合は申請により翌月(申請日が1日の場合は当月)から1割または2割の適用になります。

① 被保険者が1人の世帯

⇒

被保険者の収入額が383万円未満のとき

② 被保険者が1人で、その被保険者の収入額が383万円以上であって、かつ同じ世帯に後期高齢者医療制度以外の医療保険に加入している70歳から74歳の方がいる世帯

⇒

被保険者と70歳から74歳の方の収入額の合計が520万円未満のとき

③ 被保険者が2人以上いる世帯

⇒

被保険者の収入額の合計が520万円未満のとき

